

随意契約理由書

発注案件名	木場公共職業安定所外部会議室【仮称】 (深川セントラルビル)建物賃貸借契約	要求部署名	職業安定部職業安定課 職業紹介推進係
発注(契約) 内 容	深川セントラルビル6F事務室賃貸借契約		
発注(契約) 案 件 の 要 求 理 由	木場公共職業安定所外部会議室【仮称】の会議室として、当該施設運営上必要なため		
契約金額	¥6,904,714	契約年月日	平成21年7月16日
契約業者名 及び住所	信用メンテナンス株式会社(東京都墨田区東向島二丁目36番10号)		
随意契約 の理由	深川セントラルビルの賃貸借契約にあたり、信用メンテナンス株式会社が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	-	
見積書徴収状況	1社(業者指定)		
その他 特記事項			